

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得に係る一時金の支給について

江能福祉会では、令和2年4月サービス提供分から「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を取得し、職員の賃金改善を実施している。その詳細については次のとおり。

1 対象期間

令和2年4月～令和3年3月分まで

※以降、制度終了まで年度ごとに実施

2 支給月

(1) 上半期分（4月分～9月分）に取得した「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」については、翌年1月に支給予定。

(2) 下半期分（10月分～3月分）に取得した「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」については、5月に支給予定。

3 対象事業所

以下の事業所で取得した「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を、事業所へ勤務する職員へ支給する。

- (1) 倉橋の里
- (2) SELP江能
- (3) ワーセンターおおきみ
- (4) グループホームオリーブ
- (5) 障害者特定相談支援事業所江能（加算の取得は無し）

4 支給対象

厚生労働省からの通知に基づき、経験技能のある障害福祉人材を定義した上で、対象事業所に従事する全ての職員を以下のグループに分類して支給する。

勤続年数及び資格保有については、支給対象期間の末日現在（9月30日現在又は3月31日現在）で算定する。また、支給日に在籍していない者には支給しない。

(1) Aグループ

勤続10年以上の有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士）で、生活支援員、職業指導員、世話人である正職員及び勤続10年以上のサービス管理責任者である正職員。（支給加算率：Cの4倍以上）

(2) Bグループ

A以外の生活支援員、職業指導員、世話人、サービス管理責任者である者（支給加算率：Cの2倍以上）（社保なし者：6,000円支給）

(3) Cグループ

A又はB以外の者（社保あり者：Bと同額支給，社保なし者：6,000円支給）

※本来，Cグループの支給額はBグループの2分の1以下となるが，職種による支給金額の不平等を考慮し，Bグループと同額を支給する。その差額金については，「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」による取得金以外から資金を拠出する。

5 社保有りの非常勤職員への支給割合

週当たりの勤務時間数により，常勤換算を行い算出する。常勤は40時間とする。

（例）週30時間勤務の職員は，満額から40分の30を乗じた金額を支給する。

6 中途採用者の支給割合

支給対象期間の途中に入職した職員については，その在籍期間によって支給割合が変わる。ただし，支給対象期間の最終月（9月又は3月）に入職した職員については，支給しない。

7 支給金額（令和2年度実績）

(1) Aグループ

上半期分（令和3年1月支給） 103,520円

下半期分（令和3年5月支給） 120,480円

年度合計 224,000円

(2) Bグループ

上半期分（令和3年1月支給） 51,760円

下半期分（令和3年5月支給） 60,240円

年度合計 112,000円

(3) Cグループ

上半期分（令和3年1月支給） 51,760円

下半期分（令和3年5月支給） 60,240円

年度合計 112,000円

※支給金額は，「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の取得金額の総額，職員数，各グループの職員数の割合によって変わる。